

<input checked="" type="radio"/> 継続	・ 新規	番号	
-------------------------------------	------	----	--

## 以下、保護者記入欄

施設名	児童氏名	(平・令 年 月 日)
	申告者の児童との関係	父・ <input checked="" type="radio"/> 母・祖父・祖母・その他( )

※申込中の場合は第1希望の施設名をご記入ください。

※児童が2人以上いる場合は、人数分ご用意ください。(コピー可)

## 出産(産前・産後)の認定にかかる申立書

令和 年 月 日

住所

氏名

印

令和 年 月 日に出産(予定)のため、保育を必要とする理由を「出産」に変更します。

※ 母子手帳の写し等の出産(予定)日のわかる書類の添付が必要です。

**上記変更にあたり、認定期間(保育の利用期間)が出産(予定)日の翌々月の末日までに変更となることについて異議はありません。**

また、出産での認定期間終了後の予定は次のとおりです。

※ 1～4の項目から一つ選び、数字を○で囲んでください。

**1 育児休業を取得するため、保育の継続利用を希望します。**

※ 育児休業が最大で生まれた子の1歳の誕生日の前日までであれば、保育を必要とする理由を「育児休業の継続利用」に変更できます。認定終了月の15日までに認定変更申請をしてください。

上記の期間を越えて育児休業を取得する場合は、出産の認定期間で保育の利用は終了となります。

(5歳児クラスの児童については、育休期間が上記期間を越えても、育休の認定に変更できます。)

※ 出産(予定)日が施設利用開始後3ヵ月以内の場合は、「育児休業の継続利用」には変更できません。

**2 産休明けで復帰する、又は新たに就労・就学が決定しているため、保育の継続利用を希望します。**

※ 認定終了月の15日までに「就労」、「就学」への認定変更申請をしてください。

**3 求職活動を行うため、改めて保育の新規利用を希望します。**

※ 利用希望月の前月15日(認定終了月の15日)までに子ども施設課窓口で入所申込を行ってください。

「求職活動中」での新規申込みとして選考します。他に「就労」や「出産」等の「求職活動中」より優先順位の高い申込みがある場合は、優先順位の高い児童が入所することになるため、引き続き入所できないこともあります。

**4 保育所を退所し、家庭で保育します。**

※ 利用終了月の15日までに保育所等で退所届を提出してください。

※ 上記の項目のうち2又は3を選んだ場合、出産の認定終了後の出産した子の保育について次の中から該当する項目の口にチェックを付けてください。その他の場合は具体的に記入してください。

保育所等の利用申込み予定  祖父母が保育する  母が保育しながら就労等が可能

勤務先の託児所を利用  その他( )